

がけ地付近にお住まいの皆様へ

がけ地近接等危険住宅移転事業について

がけ地付近の対象区域内からの移転に対し、国・県・市町で補助金を交付します。

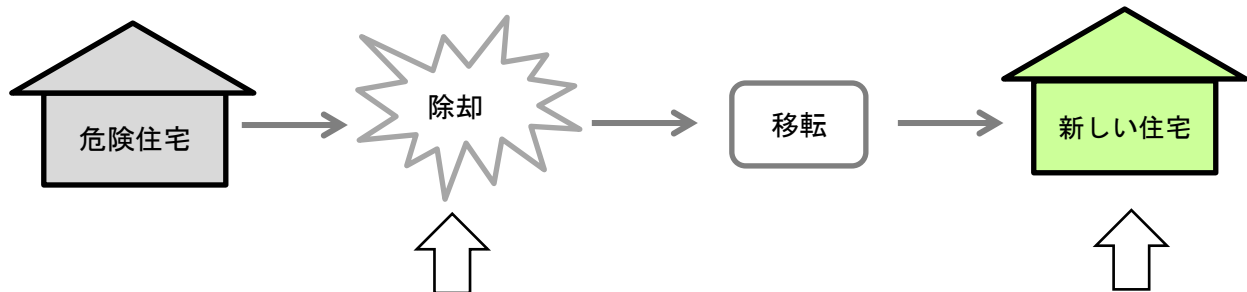
◎ 次のいずれかの区域にあり、区域に指定される前から建てられている住宅等が対象です。

がけ条例建築制限区域（広島県建築基準法施行条例第4条の2）

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）（土砂災害防止法第8条）

急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）

◎ 対象区域にある建物の除却費と、移転先の住宅建設（購入を含む。）及び改修のための借入金の利子に対し、補助金を交付します。



① 除却費に対する補助額の上限
97万5千円

② 借入金の利子に対する補助額の上限

○特殊土地地帯の場合

・建物：465万円

・土地：206万円

・敷地造成：60万8千円

○その他の場合

・建物：325万円

・土地：96万円

◎この補助金はお住まいの市町に補助制度がある場合に活用できます。補助制度の有無はお住まいの市役所または町役場にお問い合わせください。

このちらしの内容に関する問い合わせ先
広島県土木局建築課構造審査グループ TEL082-513-4159